



寄付で応援！

信州の特色ある学び

2024年度

大自然の中だからこそ、学べること。
あるいは自分の個性を思いっきり伸ばせる場所。
さまざまな生きづらさ※のある今だから。
子どもたちが安心し、豊かな体験で生きる力を育む
さまざまな「信州の特色ある学びの場」
あなたの寄付でどうか応援してください。

フリースクール

信州自然留学

信州やまほいく

いろいろな学びの場

※長野県内の不登校児童生徒数
5,735人(2022年)【過去最多】

阿部知事からのメッセージ



子どもたちへ
あなたがそこにいること、その笑顔、一生懸命取り
組む姿、すべてにありがとう。未来を担う子ども
たちが、将来に夢と希望を持ちのびのびと育つように、
お父さん、お母さんを支え、子どもたち自身の力を
信じ、その育ちをみんなで支えていく、そんな長野
県を目指していきます。



長野県みらいベース
キャラクター Kiffy (キッピー)

公益財団法人
長野県みらい基金

〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692-2
TEL 026-217-2220・FAX 026-217-2221
[松本事務所]
TEL 0263-50-5535・FAX 0263-50-6561



しあわせ信州

クレジット・銀行振込・郵便振替
または現金で寄付ができます。

寄付はこちらから

公共的活動応援サイト
長野県みらいベース
<https://www.mirai-kikin.or.jp/tokushokuaru-manabi/>



※この寄付募集は「信州『学び』応援寄付金」プロジェクトの一環として、各団体、長野県及び(公財)長野県みらい基金が協働で実施するものです。

子どもの学びたいを 寄付で応援しよう



信州の豊かな自然環境の中で遊び、学びながら生き抜く力を育む「信州やまほいく」や「信州自然留学（山村留学）」、一人ひとりの個性や特性に応じた学びの場である「フリースクール」など、子どもたちの個性を大切に、さらに伸ばす特色ある学びの取組が県内各地で行われています。

長野県と（公財）長野県みらい基金では、このような取組を一層充実させるため、寄付募集サイト「長野県みらいベース」を活用して寄付を集める団体等を支援し、子どもたちが主体的に学び続けられる環境づくりを進めます。皆様の温かなご支援をお願いします。

長野県みらいベース



●寄付をお願いします

ホームページから

長野県みらいベース
<https://www.mirai-kikin.or.jp/tokushokuaru-manabi/>
以下のお支払い方法からお選びいただけます。

- ・クレジットカード
- ・銀行振込（八十二銀行・長野ろうきん・JAバンク・ゆうちょ銀行）
- ・郵便振替
- ・現金持参（長野事務所・松本事務所）

直接送金をご希望の方

寄付したい団体名と金額をお控えの上、以下の連絡先にお問い合わせください。
公益財団法人長野県みらい基金 松本事務所 **0263-50-5535**
（受付時間 平日の午前9時から午後5時まで）

本で寄付（チャリボン）

「信州の特色のある学び」全体への寄付では、上記以外に古本買取によるチャリティ寄付での応援もできます。詳しくは、右の二次元コードからご覧ください。

本で寄付（チャリボン）



●「信州の特色ある学び」への寄付は **税制優遇措置** を受けられます！

個人の方

所得税（①と②のどちらかを選択）※1

- ①税額控除方式
寄付金のうち2,000円を超える額の40%を「所得税」から控除（所得税額の25%まで）
- ②所得控除方式
寄付金のうち2,000円を超える額を「所得」から控除（総所得金額の40%まで）

個人住民税（県内に住民登録のある方）

- ①県民税
寄付金のうち2,000円を超える額の4%を「個人住民税」から控除
- ②市町村民税※2
寄付金のうち2,000円を超える額の6%を「個人住民税」から控除

法人の方

限度額の範囲内で法人税の損金算入※3ができます。
（特別損金算入＋損金算入）

税制優遇措置を受けるためには **確定申告** が必要です。
長野県みらい基金が発行する **領収書** を保管しておいてください。

※1 詳しくは国税庁ウェブサイトをご覧ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1266.htm>

※2 市町村によっては寄付金の目的に制限があります。県ウェブサイトでご確認ください。
<https://www.pref.nagano.lg.jp/zeimu/kurashi/kenze/aramashi/aramashi/kifukin.html>

※3 詳しくは国税庁ウェブサイトをご覧ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5283.htm>